

地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要項は、「地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務

(2) 業務内容

地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務委託仕様書のとおり

3 予定価格

10,400,000 円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の期間が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類：「役務」 中分類：その他役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課〒520-8577

大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

6 応募（提案書等の提出）

応募に当たっては、次の書類を作成の上、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 企画提案書（A4版）
- ウ 見積書

※提案内容に基づき業務を実施した場合に必要な経費の見積額について、内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により

提案があったものとする。

エ 添付書類

- ・応募者の概要がわかるもの（会社案内、定款等）
- ・類似の業務に係る事業実績

(2) 提出部数

- ア 応募申込書（様式1） 1部
- イ ア以外のもの 5部（正本1部・写し4部）

(3) 提出方法

持参または簡易書留郵送とすること。

(4) 提出先

下記10に示す問合せ先に同じ。

(5) 提出期限

令和8年3月12日（木）17時まで

(6) 留意事項

提案内容については、本公募型プロポーザルの委託先候補者を決定するためのものであり、その通りに実施するものではなく、契約予定者の提案書類に基づき、県との協議により、実施内容を決定するものとする。

7 質問の受付および回答

(1) 質問方法

質問票（様式2）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、下記10に示す場所へ提出すること。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年2月27日（金）17時必着

(4) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

（滋賀県>県民の方>子育て・教育>子育て・青少年育成>お知らせ・注意）

(5) 回答期日

令和8年3月5日（木）を目途に回答する。

8 審査

(1) 審査方法

別途設置する審査会において、企画提案書類等およびプレゼンテーションの内容を（2）に示す審査基準に基づき審査を行い、見積金額が予定価格の範囲内で、総合点が最も高かった提案者を契約予定者として選定する。ただし、総合点が満点の6割に満たない場合は、契約予定者としない。

(2) 審査基準

審査時における評価は、提案書の内容等について、次の項目ごとに審査を行う。

項目	審査内容	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を円滑に遂行できる業務管理体制及び職員配置体制となっているか。・講習会の企画だけではなく、実施・運営も含めた十分な経験・知見を有する者が配置されているか。	10点
業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか。	5点
講師の選定	<ul style="list-style-type: none">・要件を満たす適切な講師を確保できるか。	10点

	・要件を満たす適切な教育内容編成主任を確保できるか。	
講習内容	・最新の保育の状況や知見を踏まえて講習内容を編成できるか。 ・保育所保育指針に則った講習内容であり、修了判定基準等を踏まえた適切な講習内容を編成することができるか。	18 点
受講者管理	・受講案内等の通知の作成や発送処理を正確かつ迅速に、期日内に行うことができるか。 ・受講申込者の情報を適切に管理するとともに、問い合わせに対応できるか。	10 点
法令順守体制	・法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるか。	4 点
実績	・関連する業務について十分な実績を有し、その内容が具体的に示されているか。	13 点
見積積算金額	・見積積算内容は仕様書に基づき適切な内容となっているか。	24 点
社会政策面の取組	1 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	2 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
	3 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	4 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	5 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録があるか。 ・国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人工エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1 点
	滋賀県内に本店を有する事業者か。	1 点
合計		100 点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

- (1) 提案書類の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 書類の作成等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書については返却しない。また、提出された提案書の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、または契約の締結を行わないことがある。
- (5) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

10 問い合わせ先

滋賀県子ども若者部 子育て支援課 保育係
住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3557
FAX 077-528-4868
E-mail jc00@pref.shiga.lg.jp